

第4章 リトアニア国の大気汚染問題

第4章 リトアニア国の大気汚染問題

4.1 環境に係る法制度

4.1.1 法令の整備状況

リトアニア国は、1991年9月の旧ソ連邦からの独立を機に、市場経済への円滑な移行を実現するために順次法令の整備を推進してきている。環境に係る法制度整備についてみると、独立4ヶ月後の1992年1月21日に「環境保護法」が施行されている。この法律は、環境に関するすべての法令の基本となるもので、人間活動による環境への影響を最小限に抑え、生態系や独自の景観を保全し、人の健康にやさしい環境を維持することを目的としている。主要な柱として、環境影響評価（Environmental Impact Assessment：EIA）の実施、汚染者費用負担の原則（Polluter-Pays Principle：PPP）及び環境保護活動への住民参加の必要性を掲げている。この環境保護法に基づいてその後整備された環境関連法規を表1に示す。

表1 環境関連法令等

NO	名称	英語訳	成立年	種類
1.	環境保護法	Law on Environmental Protection	1992	
2.	大気質/保全法	Law on Ambient Air Protection (1981), reviewed in 1999	1981/1999	
3.	大型燃焼施設排ガス基準(環境省令)	Order No.67 on Emission limit Values of Exhaust Gaseous Pollutants in Stationary Combustion Plants (LAND 12-98)	1998/04/30	
4.	揮発性有機化合物の排出基準(環境省規則)	Restrictions on the emission of volatile organic compounds into the ambient air for new installations used for storage, loading and transport of petrol (Land 35-2000)	2000	
5.	固定発生源排ガス汚染物質算出方法	The highest permitted concentrations of pollutants in the flue gas, emitted from the stationary combustion sources	2003 より適用予定	
6.	50MW 未満の燃焼施設排ガス規制値	ISMETAMU TERSALU IS KURA DEGINANCIU IRENGINIU NORMOS LAND 43-2001	2003.1.1 より施行	
7.	LCP 排ガス規制値	ISMETAMU TERSALU IS DIDE LIU KURA DEGINANCIU IRENGINIU NORMOS Nr. 486	2003.1.1 より施行	
8.	環境モニタリング法	Law on Environmental Monitoring	1997	
9.	環境影響評価法	Law on Environmental Impact Assessment of the Proposed Economic Activity	1996/2000	
10.	EIA のスクリーニング法のガイドライン	Methodological guidelines on the screening of proposed economic activity, Order No.263	June 30, 2000	
11.	EIA の計画と報告書作成法	Regulations on preparation of the EIA program and report, Order No.262	June 30, 2000	
12.	EIA に係る情報公開と住民参加	The order of informing the public and public participation in the process of EIA, Order No.277	July 10, 2000	
13.	EIA の品質管理	Guidelines on the quality control of the EIA of the proposed economic activity, Order No. 305	July 17, 2000	
14.	EIA の評価	The order of investigating the EIA documents at the MoE and subordinate institutions Order No.333	August 07,2000	
15.	環境税法	Law on Environmental Pollution Charges	1991/1999 /2000/2002	
16.	土地利用計画法	Law on Territorial Planning	1995	
17.	土地所有法	Law on Land (1994) and Land Reform(1991)	1991/1994	
18.	自然保護法	Law on the Protection and Use of Wildlife(1991), on Protected Areas(1993), and on Animal Protection(1997)	1991/1993 /1997	
19.	植物保護・動物法	Law on Plant Protection (1995) and on Wildlife(1997)	1995/1997	
20.	森林法	Law on Forestry	1994	

NO	名称	英語訳	成立年	種類
22.	水質保全法	Laws on Water (1997), and on the Protection of the Marine Environment(1997)	1997	
23.	天然資源・石油ガス資源利用税	Laws on Taxes on State Natural Resources (1991), and on the Use of Oil and Gas Resources (1992)	1991/1992	
24.	原子力エネルギー法	Law on Nuclear Energy	1996	
25.	エネルギー法	Law of Energy	1997	
26.	リトアニア環境投資基金規則(環境省令)	By-laws of Public Institute "Lithuanian Environmental Investment Fund". The order No.580 MoE Dec. 6, 2001	2001	

このうち、本プロジェクトに直接的な関連を有するものとして、大気質環境基準、排ガス規制値、モニタリング法、環境影響評価 (EIA) 及び環境税について、概観すると以下のとおりである。

(1) 大気質環境基準

大気質の環境基準としては、旧ソ連時代の1981年に保健省によって策定された「清浄空気法 (Law on Clean Air)」があるが、大気質の現状をEU加盟各国と比較する場合に、測定方法の違いや評価基準の違いによってほとんど客観的な判断ができないため、1999年にEU基準を大幅に導入して、基準の見直しを図った。しかし、一部には未だ旧ソ連時代の基準が残っており、すべてが刷新されたわけではない。一方、EUも常に加盟国会議を開いて基準の見直しを行っているため、リトアニア国としても基準の最終的な決定が遅れており、現在も改定中である。そのため、先方に環境基準の提示を求めたが、英文の基準はないとの返事であった。国としては、結局EUの基準に従わなければならないため、EUの基準がリトアニア国の環境基準であるとして、EU基準の写しを提供された。

モニタリングの項で詳述するが、現在、整備中の大気質測定機材はすべて西側諸国（仏、オーストラリア等）のものであり、その分析の化学的メカニズムを考えれば、基準は西側の基準に転換すべきであるが、分析機器の中には旧ソ連時代の古いが精巧な機器もまだ稼動しており、それらから得られたデータを評価するために、旧基準が残されているという事情もある。

EUの大気質環境基準をまとめると、表2に示すとおりである。

表2 大気環境基準 (EUの人の健康を守る基準より)

汚染物質	1時間平均値		基準値	暫定値	達成年
	基準値	暫定値			
SO ₂	350 μg/m ³ (年間25回以上超えないこと)	2001年1月1日より500 μg/m ³ から毎年同率で減少させ2005年1月1日に350 μg/m ³ とする。	24時間平均値		2005年 1月 1日
			125 μg/m ³ (年間4回以上超えないこと)	なし	
NO ₂	200 μg/m ³ (年間19回以上超えないこと)	2001年1月1日より300 μg/m ³ から毎年同率で減少させ2010年1月1日に200 μg/m ³ とする。	年間平均値		2010年 1月 1日
			40 μg/m ³	2001年1月1日より60 μg/m ³ から毎年同率で減少させ2010年1月1日に40 μg/m ³ とする。	
* PM ₁₀	24時間平均値		年間平均値		2005年 1月 1日
	50 μg/m ³ (年間36回以上超えないこと)	2001年1月1日より75 μg/m ³ から毎年同率で減少させ2005年1月1日に50 μg/m ³ とする。	40 μg/m ³	2001年1月1日より48 μg/m ³ から毎年同率で減少させ2005年1月1日に40 μg/m ³ とする。	
	24時間平均値		年間平均値		2010年 1月 1日
	50 μg/m ³ (年間8回以上超えないこと)	2001年1月1日より75 μg/m ³ から毎年同率で減少させ2005年1月1日に50 μg/m ³ とする。	20 μg/m ³	2005年1月1日より30 μg/m ³ から毎年同率で減少させ2010年1月1日に20 μg/m ³ とする。	

* PM₁₀ (Particulate matter) : 10ミクロンの網の目を50%通過する浮遊粒子状物質

(2) 排ガス規制値

表3に排ガス規制値を示す。この規制値は、1MW以上の熱容量を有するすべての蒸気・温水ボイラーを対象としている。しかし、この排出基準のうち50MW未満の燃焼施設については2003年1月1日から表4に示す別の基準が適用される計画である。さらに、50MWを超えるLCPについては表5の基準が2008年1月1日以降適用される。即ち、2008年からは施設の新旧にかかわらず同一の規制値を適用し、原発閉鎖後の火力発電からの汚染物質の排出量を抑えて、EUの基準を守ろうという姿勢が伺える。

表3 排ガス規制値

Order No 67 on Emission Limit Values of Exhaust Gaseous Pollutants in Stationary Combustion Plants (LAND 12-98), adopted on 30/04/98 by MoE

Emission Limit Values

Type of fuel	Thermal capacity of stationary combustion source (MW)	Emission Limit Values, mg/Nm ³								Standard O ₂ concentration, per cent of volume.
		SO ₂		NO _x		CO		Particulates		
		existing stationary combustion source	new stationary combustion source	existing stationary combustion source	new stationary combustion source	existing stationary combustion source	new stationary combustion source	existing stationary combustion source	new stationary combustion source	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1. Gaseous fuel (natural gas, LPG, etc.)	1-50	not rationed	not rationed	350	350	400	400	20	20	3%
	>50-300	not rationed	35 ³⁾	350	350	300	300	20	10	3%
	>300-500	not rationed	35 ³⁾	350	350	300	300	20	10	3%
	>500	not rationed	35 ³⁾	350	350	300	200	20	10	3%
2. Liquid fuel	1-20	2700 ⁴⁾	2700	450 ¹⁾	450 ¹⁾	500	500	110	100	3%
	>20-50	2700 ⁴⁾	2700	450 ¹⁾	450	400	400	110	100	3%
	>50-300	2700 ⁴⁾	1700	450 ¹⁾	450	400	400	100	50 ²⁾	3%
	>300-500	2700 ⁴⁾	1700-400 ^{*)} (even decrease)	450 ¹⁾	450	400	400	100	50 ²⁾	3%
	>500	2700 ⁴⁾	400	450 ¹⁾	450	300	300	100	50	3%
3. Solid fuel	1-20	2000	2000	650	650	2000 ⁵⁾	1000 ⁵⁾	700	400	6%
	>20-50	2000	2000	650	650	1500	1000	500	300	6%
	>50-100	2000	2000	650	650	1000	700	400	200	6%
	>100-500	2000	2000-400 ^{**)} (even decrease)	650	400	800	500	300	100	6%
	>500	2000	400	650	400	500	300	200	50	6%

¹⁾ For the period during which NO_x emissions reduction measures have to be implemented, the Environmental institutions can set up a higher NO_x concentration value but not exceeding 0.65 g/Nm³ for a definite period

²⁾ When burning liquid fuel, ash content of which exceeds 0.06 percent of volume, emission limit values of particulates is 0.1 g/Nm³

³⁾ SO₂ ELV for oil refinery gas as well as coke oven and blast-furnace gases is 0.8 g/Nm³

⁴⁾ SO₂ ELV for non-gasified stationary combustion sources is 3.4 g/Nm³ (for solid fuels)

⁵⁾ CO ELV for wood and biofuel products without chemical admixtures fuels is 4 g/Nm³

New stationary combustion source from 01/07/1998

表4 50MW未満の燃焼設備の排ガス規制値(2003年1月1日～)

燃料の種類	施設	SO ₂		NOx		CO		Dust		酸素量
		現有	新設	現有	新設	現有	新設	現有	新設	
ガス燃料	1≦MW<50	-	35	350	350	400	400	-	20	3%
液体燃料	1≦MW<20	2,700	2,700	650	450	500	500	250	200	3%
	20≦MW<50	2,700	2,700	650	450	400	400	250	100	3%
固形燃料	1≦MW<20	2,000	2,000	650	650	2,000	1,000	700	400	6%
	20≦MW<50	2,000	2,000	650	650	/1,500	1,000	500	500	6%

表5 50MW以上の燃焼設備(LCP)の排ガス規制値(2008年1月1日～)

燃料の種類	施設	SO ₂	NOx	CO	Dust	酸素量
		現有/新設	現有/新設	現有/新設	現有/新設	
ガス燃料	50≦MW<300	35	350	300	10	3%
	300≦MW<500	35	350	300	10	3%
	500<	35	350	200	10	3%
液体燃料	50≦MW<300	1,700	450	400	50	3%
	300≦MW<500	1,700-400	450	400	50	3%
	500<	400	450	300	50	3%
固形燃料	50≦MW<300	2,000	650	700	100	6%
	300≦MW<500	2,000-400	650	500	100	6%
	500<	400	650	300	50	6%

(3) モニタリング法

モニタリングに係る法律は、1997年に成立しており、その特徴は各排出源に対して、自己監視 (Self-monitoring) を義務付けている点である。モニタリング活動は、大きく分けて3段階に区分されている。第一は、国によるモニタリングであり、国には全国的环境質の状況を常に監視して、その結果に関する情報を国民に公開する義務を負っている。第二は、モニタリング法には明確な規定はないが、地方自治体によるモニタリングであり、国の監視活動を保管する形で機能している。大都市のカウナス市について見れば、市独自の大気監視所を3箇所と分析センターをもっている。第三は、汚染物質の排出者自身によるモニタリングである。

(4) 環境影響評価 (EIA) 法

EUの指令85/337に従って1996年にEIA制度が成立したが、2000年の頃にEU指令の改訂があり、これにあわせて見直しが行われている。その後、表1の法令一覧表に示すとおり、EIAの具体的な実施方法や内容を規定した環境省令が次々に発令され整備されている。EIAを実施しなければならない事業の種類は、法令の中にリストとして明記されており、スクリーニングを実施して本格的なEIAをやるべきかどうかを決める。実際の権限は、環境省の下部機関で全国に8箇所ある環境省地方局に移譲されている。情報公開及び住民参加が義務付けられているが、これまで住民の反対で事業を断念するというような問題は起こっていない。LCPはいずれもEIA制度が成立する以前に建設されているため、LCPに関するEIAの例はない。現在は、年間15件程度のEIAが実施されている。

(5) 環境税法

環境改善には、多額の費用が発生する。リトアニア国では、その費用の捻出について、環境保護法28条で規定している。第一に環境税の制度がある。これは、国が定めた基準に違反した時に支払う罰金とは異なり、SO₂やNO_xを排出して周辺環境へ負荷を与える企業はすべて支払いが義務付けられているものである。

環境税とは別に罰金制度がある。対象は、環境省が発行している各企業固有の排出許可証にある許可基準を超えて汚染物質を排出した場合、及び無許可で排出した場合の2種類である。後者の場合は、通常の罰金の10倍の額が科されることになっている。

さらに、2002年1月22日に成立し、2003年から施行される法律として、環境に負荷を与える製品としてタイヤ、電池、水銀灯、内燃機関部品等の生産者に対しても課税することが決定されている。

4.1.2 法令の執行体制

(1) 組織

1) 環境省

環境省の組織図を次項の図に示す。環境省は、1994年に設立された環境保護省から、1998年の機構改革によって環境省となり内容が強化された。改革は現在も進んでおり、組織図の英訳が間に合わない状況である。大臣の下に4名の副大臣がおり、本調査のM/M署名にはそのうちの1名が参加した。職員からのヒアリングによると、政府内の党派間の政権抗争で頻繁に交代があり、その都度、上層部の人事異動によって政策の変更等が起こるようである。

実際に法令を実施する機関は、全国にある8箇所の環境保護局(Environmental Protection Department)である。

総合研究センター(Joint Research Centre)は、モニタリングを支える分析センター及び環境管理手法を開発する機関である。ISPAは、Instrument for Structure of Policies for Pre-Accessionの略で、EUによる無償の投資基金の一つである。

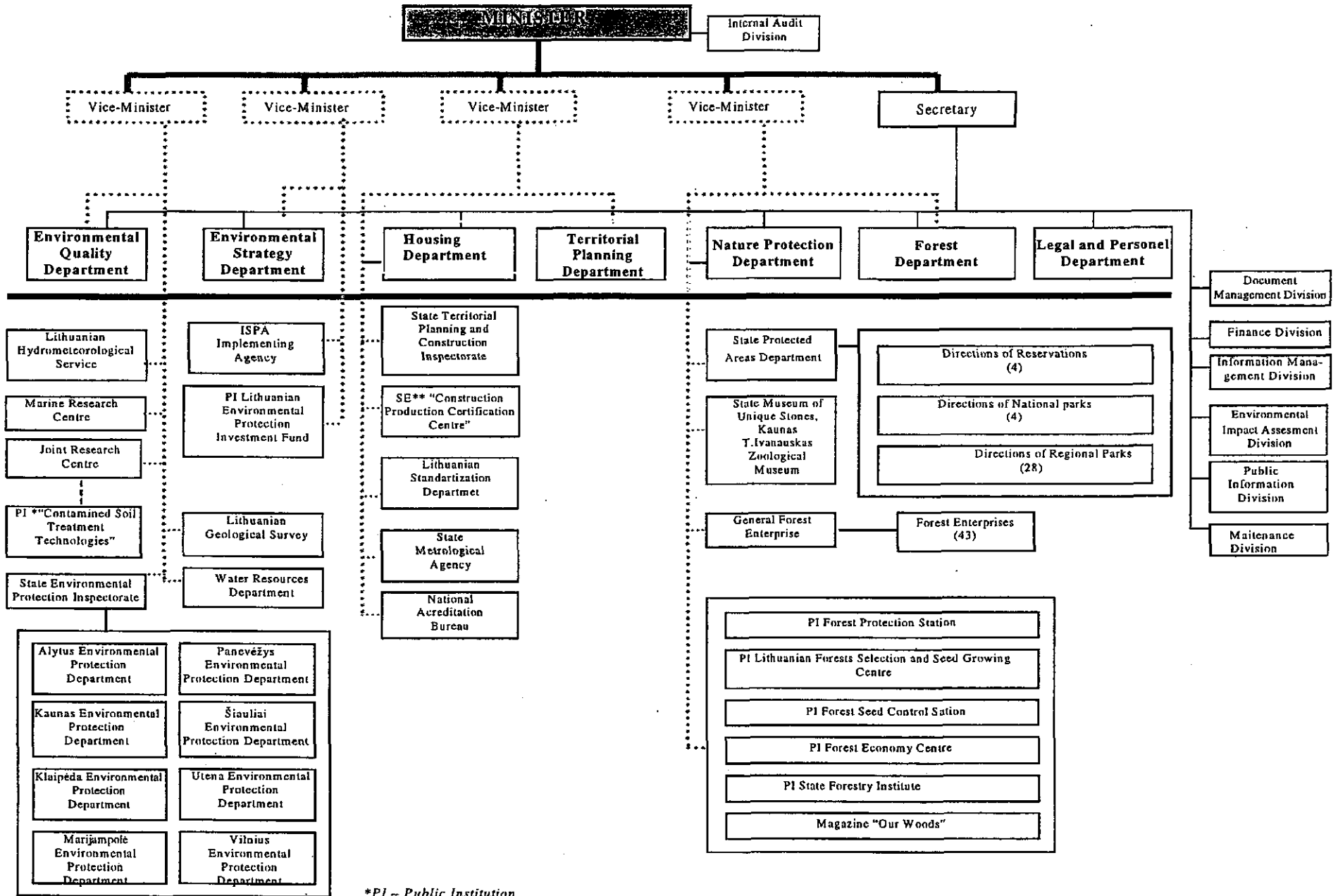
2) 環境保護局 (Environmental Protection Department)

全国を8地区に分けて、表に示す各地区に環境保護局が設置されている。同局の権限は大きく、企業の操業許可証の発行、EIAの管理、ラボの管理、法的執行等について、中央の環境省から権限を委譲されている。

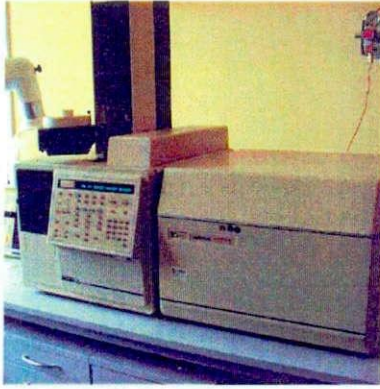
NO	環境保護局名	NO	環境保護局名
1.	Alytus	5.	Panevezys
2.	Kaunas	6.	Siauliai
3.	Klaipeda	7.	Utena
4.	Marijanpole	8.	Vilnius

局は下部組織として、地域環境保護支所(District Environmental Protection Agency)を有しており、そこの検査官(Inspector)は、工場の立ち入り検査が出来、違反者に罰金を科すことが出来る。

NO.8のヴィルニウス局の例でみると、前職員数71名で、地域環境保護支所が6箇所あり、ヴィルニウス市内の支所に7名、その郊外部のヴィルニウス地区の支所に4名、自然監視員が4名、国立トラカイ歴史公園に4名、その他3支所に3名ずつの職員が勤務している。それ以外に、総務関係者が4名、環境計画策定部門に6名、ラボに11名等となっている。



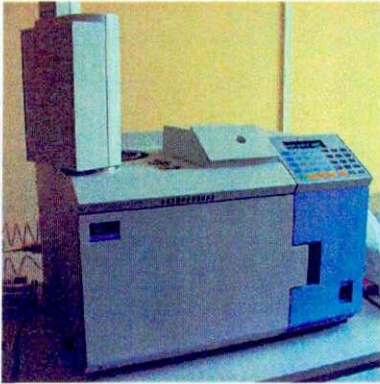
*PI - Public Institution
 **SE - State Enterprise



クロマトグラフ



旧ソ連製クロマトグラフ



ガスクロマトグラフ



原子吸光光度計



移動観測車



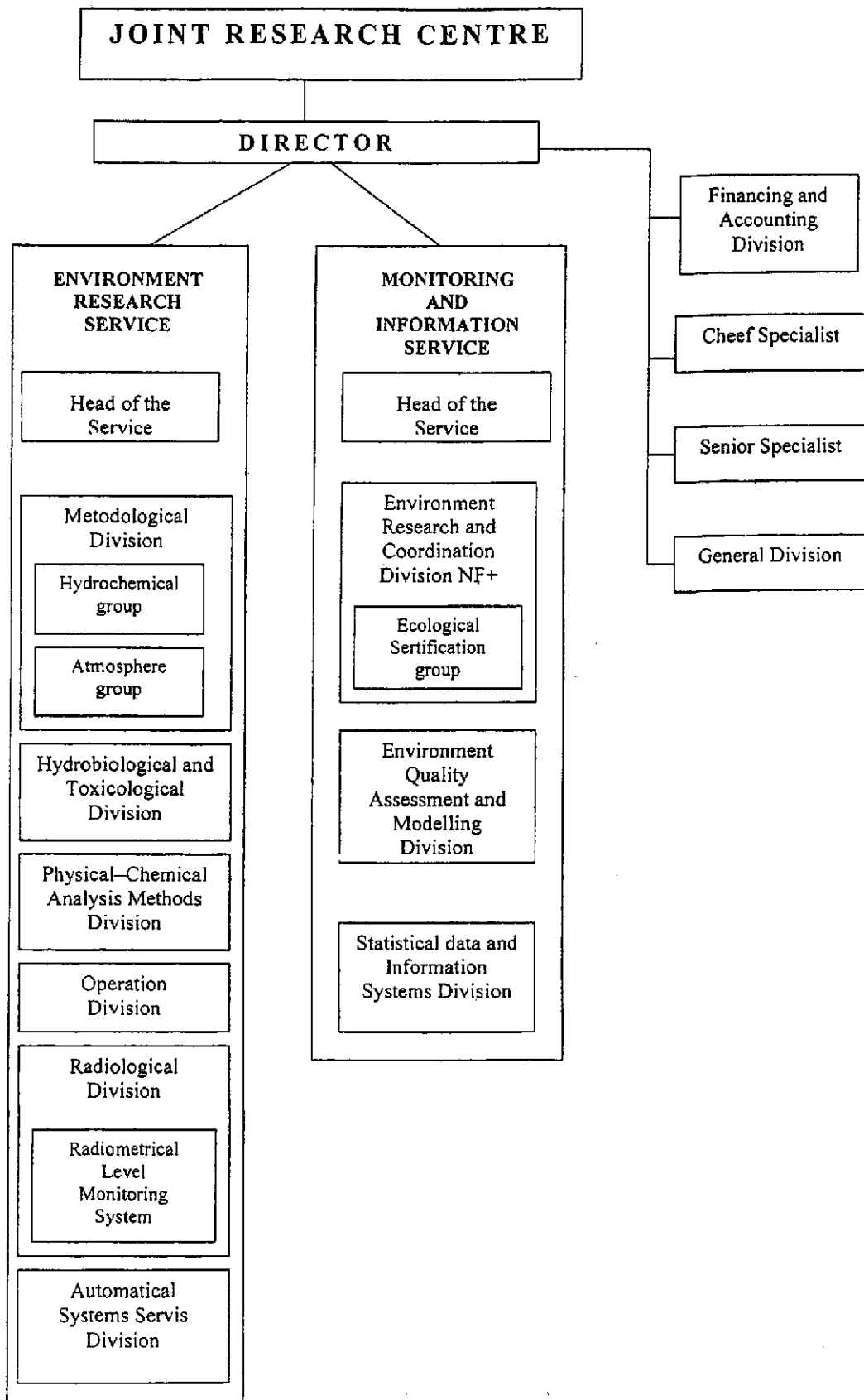
移動観測車の内部
(SO₂、NO_x、CO、O₃、VOC
の観測が可能)

3) 環境省総合研究センター (Joint Research Centre)

総合研究センターは、環境省のモニタリング業務を支え、各種環境情報を管理する分析・研究の実行部隊である。図 2 に組織図を示す。組織全体は、分析研究部門 (Environment Research Service) と環境監視部門 (Monitoring and Information Service) に大きく分けられ、前者が 44 名、後者が 25 名から構成され、これに間接部門の 6 名を加えた 75 名体制で運営されている。

環境監視部門では、EU の要請に応じるために環境現況の評価システムとモデルによる現況の再現化及びモニタリングシステムの改善に取り組んでいる。

分析研究部門は、分析センター (ラボ) を中心に各種物質の分析業務を行っているが、モニタリング部門と同様に PHARE による分析機器の拡充計画が最終段階に入っており、新たな建物の 2 フロアをラボとして整備中である。分析の分野は、大気、水質、土壌、植物、動物等に係る化学物質や重金属及び有害物質等、広範囲に及んでいる。分析機器の写真を次頁にいくつか以下に示す。



環境省総合研究センター組織図

(2) 監視体制

1) モニタリング

国レベルのモニタリングシステムの再構築が、現在、PHARE の援助で最終的な段階に来ている。2002 年の秋には完了すると言われている。

まず 1999 年時点で全国の大気監視測定局が 23 箇所あり、すべて人手による 1 日 3 回のサンプリング分析であったが、これを 14 地点に減らし、すべて自動分析に切り替えている。現在、データの蓄積は少なく、またオフラインで処理しているが、将来的にはオンラインでデータの転送ができるようなシステムを導入する予定である。観測項目は、NO_x、SO₂、CO、粉塵、オゾン等である。

Self-monitoring については、大企業は、自社の分析室で排ガス中の汚染物質濃度を測定してこれを環境省（の地方局）に報告しているが、中小企業については、環境省から認定された民間会社に分析を依頼して結果を環境省に報告している。3 年前からスイス国のグラントで 4 つの大規模工場に、自動監視装置が設置されたため、24 時間連続で汚染物質の排出状況が監視できるようになった。このプロジェクトには、1 社につき 100 万スイスフラン（1 フラン=82.67 で約 8,300 万円）の経費がかかっている。4 社を除いては、現在も人の手でサンプリングした試料を分析室で分析する方法を採っているが、EU 加盟を考慮すると LCP のモニタリングの自動化が課題となる可能性がある。

2) 立ち入り検査

全国に 8 箇所ある環境保護局の下部組織である地域環境保護支所の監視員は、工場の立ち入り検査の権限を有しており、違反者に対しては罰金を科す力を持っている。現在「リ」国内にある工場は、過去には国営工場であったため、技術に関して企業秘密に属する部分が少なく、比較的容易に立ち入りができるような印象を受けた。

(3) 財政基盤

1) 環境税

国内最大のエレクトレイナ火力発電所の例で見れば、2002 年の環境税は、重油を 1 トン燃焼させた場合、12.48 リタス、オリマルジョンで 23.27 リタス/トン、天然ガスの場合 0.21 リタス/トンで、燃料使用量に応じて国へ税金を納めることになっている。納入された税金は、環境改善のための資金として利用される仕組みになっており、実際に発生源を抱えている自治体へ 70%、国庫へ 10%、残りの 20%が「リトアニア環境投資基金」へ、それぞれ配分されている。2002 年に成立し翌 2003 年から施行される環境税に係る新法では、下表に示す課税が

行われる予定である。

排出される大気汚染物質への課税額

単位：リタス/トン

汚染物質	2003年	2004年
SO ₂	288	311
NOx	479	587

2) 環境投資基金

当基金は、基金としては未だ規模の小さい、8名の職員から成る組織であるが、環境省の下部機関で民間セクターを支援するために1996年に設立され、1998年から1999年にかけて活動を開始し、これまでにPHAREから300万ユーロの融資を受け、一方、環境保護法28条で規定している環境税から150万米ドルの歳入を得ている。

環境投資基金にふさわしいプロジェクトのアイデアは数多くあるが、予算が非常に少ないので海外の各種機関や銀行との協調融資を考えており、各方面に働きかけを行っている。JBICに対しても強い関心を持っており、融資の可能性があれば要請を出したいと考えている。

環境税 (Pollution Tax) の収入のうち、当基金に割り当てられた20%の収入としては、環境税法が発効したのが2000年1月1日で、2000年が100万米ドル、2001年が150万米ドルであり、2002年の今年も150万米ドルになると予想されている。2000年には、PHAREの基金と環境税の2種類の収入があったが、額が小さいため、プロジェクトに直接投資することのほかに、民間セクターが環境対策をローンで実施した場合の利息支払いを支援しているケースもある。大企業は自力でローンの手当てができるが、中小企業は申請に必要な書類をつくることさえ困難な場合があり、これを支援している。

これまでのPHARE資金は各自治体の大気汚染、水質汚濁及び廃棄物対策に使われているが、首都ヴィルニウス市を除けば各自治体に与えられた資金はそれぞれ100万リタス(約330万円)程度である。

一方、2000年に環境税から主要自治体に振り分けられた環境基金は以下のとおりである。

地方自治体の環境基金の収入と支出（2000年）

単位：1,000 リタス

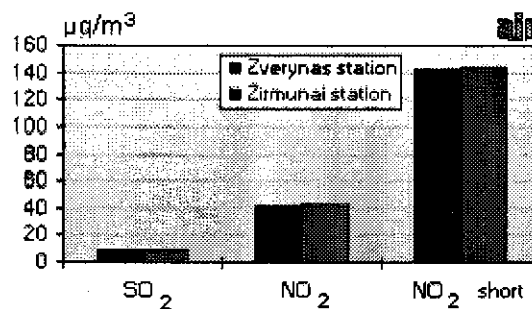
NO	都市名	収入	収入+残余金	支出
1	カウナス	4,187	4,346	4,051
2	パネヴェジス	337	722	398
3	シアウリアイ	590	907	897
4	ヴィルナス	3,009	3,085	2,981
5	クライペダ	179	1,675	1,836

4.2 大気汚染の現状

独立後の経済の低迷に伴って、産業活動が停滞しており、そのために大気汚染物質の排出量は比較的少ない。従って、現在は、大気汚染に係る深刻な問題は発生していない。幾分データが古いが1992年からの1996年までの推移について見ても、SO₂やNO_xはやや減少傾向にある。NO_xについては、近年、主要都市で幾分増える傾向にあるが、自動車の増加が原因であると言われている。

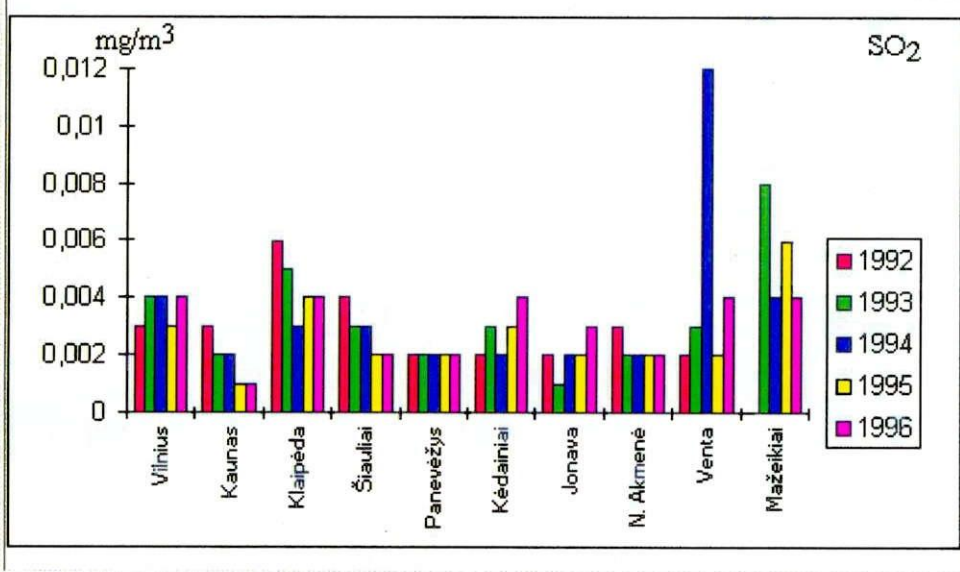
下図は1997年の首都ヴィリニウス市のSO₂とNO₂による大気汚染濃度である。環境基準（EUの基準と同一）と比較した場合、いずれも基準を下回っている。

なお、大気汚染の現状を示す最新のデータは整理されていないとの理由で入手出来なかった。また、環境省総合研究センターでは、四半期ごとの環境データをインターネットで公開する予定であるが、現在は更新中でアクセスできない状況にある。

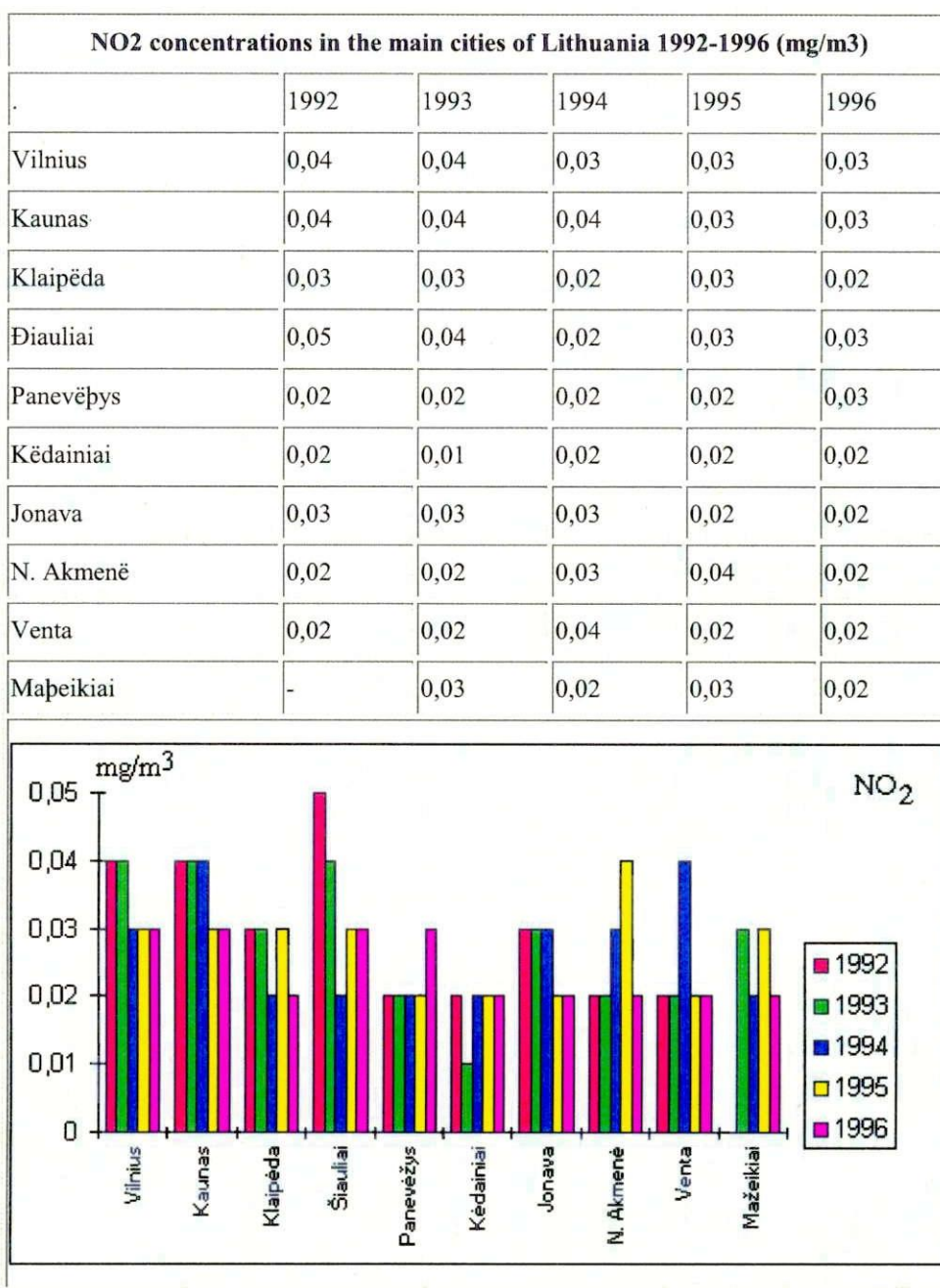


出典：State of Environment Lithuania

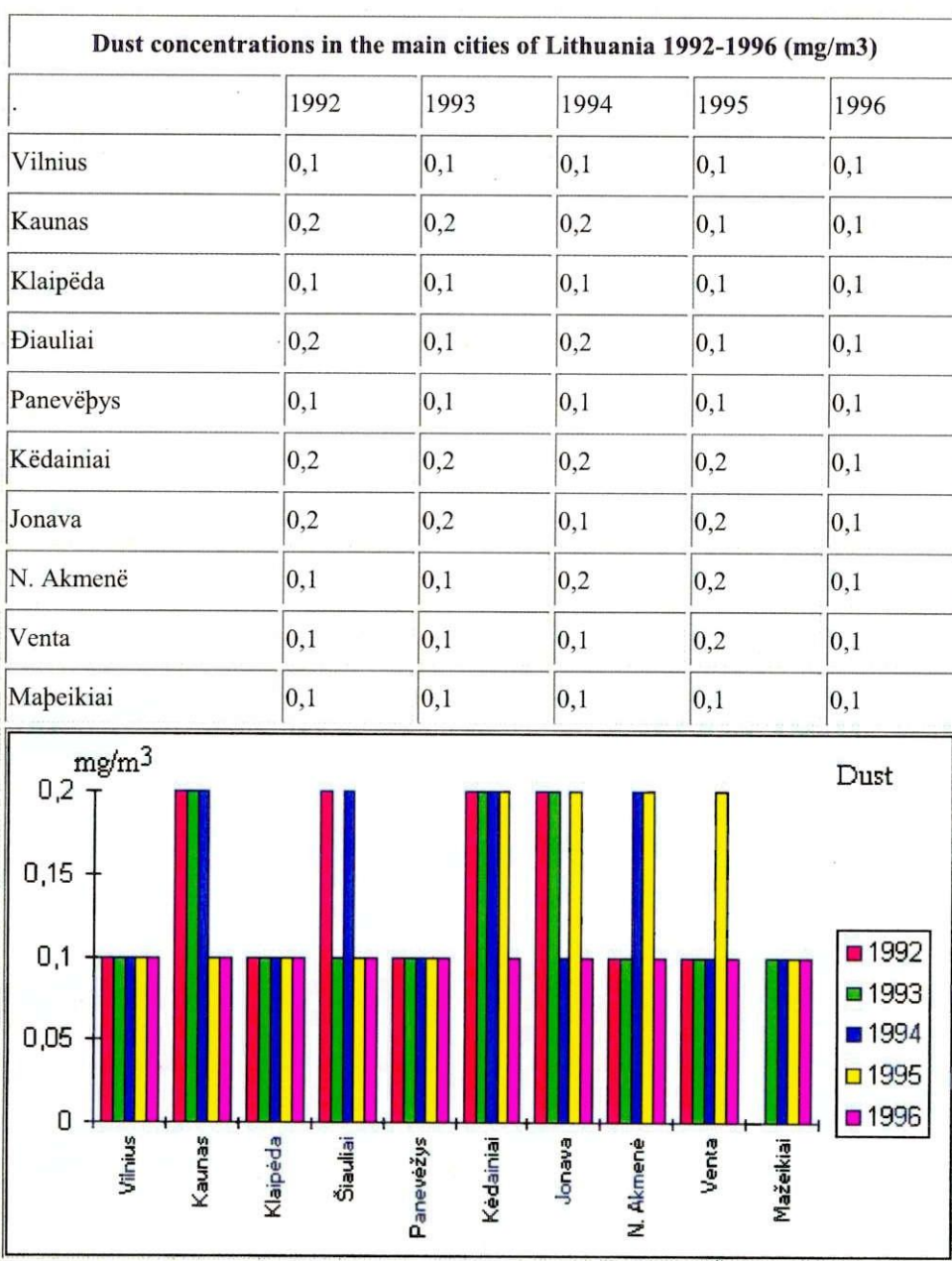
SO ₂ concentrations in the main cities of Lithuania 1992-1996 (mg/m ³)					
	1992	1993	1994	1995	1996
Vilnius	0,003	0,004	0,004	0,003	0,004
Kaunas	0,003	0,002	0,002	0,001	0,001
Klaipėda	0,006	0,005	0,003	0,004	0,004
Šiauliai	0,004	0,003	0,003	0,002	0,002
Panevėžys	0,002	0,002	0,002	0,002	0,002
Kėdainiai	0,002	0,003	0,002	0,003	0,004
Jonava	0,002	0,001	0,002	0,002	0,003
N. Akmenė	0,003	0,002	0,002	0,002	0,002
Venta	0,002	0,003	0,012	0,002	0,004
Mažeikiai	-	0,008	0,004	0,006	0,004



Data source: Lithuania MoEP



Data source: Lithuania MoEP



Data source: Lithuania: Joint research Centre, MoEP

第5章 共同実施（JI）の可能性

第5章 共同実施 (JI) の可能性

5.1 JI の実績と計画

リトアニア国は AIJ(Activity implemented jointly) の経験はあるが、JI (Joint Implementation: 共同実施) は未経験である。それを十分に理解している人材も担当する組織も現在は明確になっていない。EU が今後加盟してくる国 (Accession Country) に対して、どのような排出源取引を期待しているのか、今回の調査では解明できなかったが、JI に関しては、むしろ、リトアニア国の方がリスクが大きいと言う意見もある。原発を閉鎖すれば、LCP の排ガスが増大するので、リトアニア国は自国の排出源対策で許容限度を超えてしまい、取引材料がなくなってしまう可能性があるからである。

5.2 AIJ の実績と計画 (EAES)

環境に適応したエネルギーシステムのためのプログラム (Program for an Environmentally Adapted Energy System: EAES) は、1993 年に開始され、UNFCCC の枠組みにおける共同実施のパイロットフェーズに貢献している。スウェーデンの気候政策の一部であり、京都メカニズムの活用に基づく将来の気候プロジェクトの創出を目指している。

EAES で行われる活動は、

- ① 再生可能燃料の利用拡大
- ② エネルギー配送システムの効率化
- ③ エンドユーザー機器及び建物の効率の改善
- ④ 新エネルギー技術の導入
- ⑤ 産業エネルギー効率化対策
- ⑥ 制度的協力

から構成されている。

リトアニアに係るプロジェクトとしては、下表の 9 件のプロジェクトが実施されている。

リトアニア国で実施されている AIJ プロジェクト

NO	事業名	事業内容	CO ₂ 等価 トン数
1	イグナリナ・バイオ燃料 転換と地域暖房	7500 世帯。新規熱ボイラー1基。既設油ボイラー 2基閉鎖。熱・温水供給システム改善。熱効率改 善と燃料転換。	75,987
2	カズル・ルダ・ボイラー 転換	油からバイオ燃料への転換。	38,970
3	スタシウナイ地域暖房	熱効率改善。(過大な口径の管。遠距離輸送。旧式 の大型熱-温水交換器。)	3,300
4	バイシオガラ・ボイラー 転換	石炭燃料の転換。	60,800
5	ビルザイ・ボイラー転換	油から木材への燃料転換。	113,660
6	スヴェンチュープ・ボイ ラー転換とエネルギー 効率化	エネルギー効率改善とバイオ燃料への転換。	21,570
7	ジエグズドリアイ・ボイ ラー転換とエネルギー 効率化	11棟700名入院可能な病院。エネルギー効率改善 とバイオ燃料への転換。供給システムの改善。	24,040
8	ヴィエニブ・ボイラー転 換	バイオ燃料への転換。	129,420
9	ヴァレナ・ボイラー転換	バイオ燃料への転換。	194,840
	合計		662,587

5.3 わが国との共同実施の可能性

リトアニア国の姿勢として、わが国と排出源取引に関して JI (Joint Implementation: 共同実施) を行う可能性は十分にある。むしろ、白紙の状態に近い。実際は、リトアニア国内の JI 担当が環境省であるにもかかわらず担当者も決まっておらず、また国としての対処方針が決定されていないため、今後の動向を注意深く見守る必要がある。